

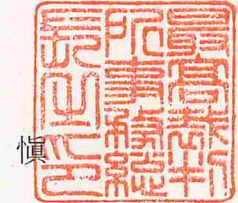
最高裁秘書第1460号

令和3年5月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

2月26日付け（3月1日受付，第020993号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第1回）議事録（片面で2枚）
- (2) 裁判官会議（第2回）議事録（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には，個人識別情報（署名及び印影）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議（第1回）議事録

令和3年1月13日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林景一、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

- 1 令和2年度裁判所所管補正予算（第3号）について
氏本経理局長から、資料第1に基づき、標記の補正予算について報告があった。
- 2 令和3年度裁判所所管予算について
氏本経理局長から、資料第2に基づき、標記の予算について報告があった。
- 3 人事について
 - (1) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等及び3の裁判官の再任等については、いずれも原案どおり決定した。
 - (2) 徳岡人事局長から、資料第4に基づき、名古屋地方裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

名古屋地方裁判所長揖斐潔の定年退官に伴い、東京高等裁判所判事（部の事務総括者）大熊一之を名古屋地方裁判所長とし、その後任者を青森地方、家庭裁判所長石井俊和とし、その後任者を名古屋地方裁判所判事田邊三保子とする。

午前10時55分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和3.1.13提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令3.2.5)

名古屋簡裁判事

杉山 孝

定年退官(令3.2.11)

東京簡裁判事

小林 裕行

2 裁判官の転補等について

大阪高判事・大阪簡裁判事

最高裁経理局主計課長(東京地判事
・東京簡裁判事)

松川 充康(54)

最高裁経理局主計課長(東京高判事
・東京簡裁判事)

東京高判事・東京簡裁判事

真鍋 浩之(57)

3 裁判官の再任等について

熊本地家判事(部総括)・熊本簡裁
判事

熊本地家判事(部総括)・熊本簡裁
判事

佐藤 道恵(42)

(令和3年2月8日限り任期終了者)

裁判官会議（第2回）議事録

令和3年1月27日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林景一、宮崎、深山、三浦、草野、宇賀、林道晴、岡村各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 令和3年度の裁判官研修について

栃木司法研修所長から、資料第1に基づき、標記の研修について説明があった。

2 令和2年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項の再変更について

遠藤裁判所職員総合研修所長から、資料第2に基づき、標記の重要な事項の再変更について説明があり、1の中央研修及び2の高裁委嘱研修については、いずれも原案どおり決定し、書記官及び家裁調査官の養成については、いずれも報告がされた。

3 令和3年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項について

遠藤裁判所職員総合研修所長から、資料第3に基づき、標記の重要な事項について説明があり、1の中央研修、2の高裁委嘱研修、3の自庁研修、4の委託研修、5の研究及び6のその他の研修については、いずれも原案どおり決定し、書記官任用試験（C:A）関係、書記官及び家裁調査官の養成については、いずれも報告がされた。

4 新裁判官の配置について

村田総務局長から、資料第4に基づき、最高裁判所判事に任命予定の長嶺裁判官の配置について説明があり、同裁判官を第三小法廷に配属することを決定した。

5 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第5に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の死亡については、報告がされ、3の裁判官の転補等及び4の司法研修所教官等の委嘱等については、いずれも原案どおり決定し、5の令和元年度（第73期）司法修習生考試の結果については、報告がされ、6の令和元年度（第73期）司法修習生の修習終了及び7の令和元年度（第73期）司法修習生の罷免については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第6に基づき、司法研修所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 司法研修所長栃木力の定年退官に伴い、甲府地方、家庭裁判所長笠井之彦

を司法研修所長とし，その後任者を最高裁判所事務総局刑事局長兼図書館長安東章とし，その後任者を東京地方裁判所判事吉崎佳弥とする。

イ 仙台高等裁判所判事山本剛史の定年退官に伴い，札幌家庭裁判所長石栗正子を仙台高等裁判所判事（部の事務総括者）とし，その後任者を旭川地方，家庭裁判所長栗原壯太とし，その後任者をさいたま地方，家庭裁判所川越支部長鈴木正弘とする。

ウ 仙台高等裁判所判事上田哲の依願免本官並びに兼官に伴い，盛岡地方，家庭裁判所長本間健裕を仙台高等裁判所判事（部の事務総括者）とし，その後任者を東京高等裁判所判事佐々木宗啓とする。

エ 函館地方，家庭裁判所長齊木教朗の依願免本官並びに兼官に伴い，東京地方裁判所判事佐久間健吉を函館地方，家庭裁判所長とする。

午前11時13分終了

議長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(令和 3. 1. 27提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令 3. 2. 7)

最高裁判事

林 景 一

依願免本官並びに兼官(令 3. 2. 28)

福岡家地小倉支判事・小倉簡裁判事

佐々木 信 俊(42)

2 裁判官の死亡について

死亡

東京高判事・東京簡裁判事

宮 島 文 邦(49)

3 裁判官の転補等について

福岡家地小倉支判事・小倉簡裁判事

福岡家地判事・福岡簡裁判事

武 野 康 代(45)

4 司法研修所教官等の委嘱等について

「司法研修所教官等名簿」のとおり

5 令和元年度(第73期)司法修習生考試の結果について(報告)

「令和元年度(第73期)司法修習生考試(再試験)合格者名簿」及び「令和元年度(第73期)司法修習生考試(再試験)不合格者名簿」のとおり

6 令和元年度(第73期)司法修習生の修習終了について

修習終了(令和3年1月27日付
け)

「令和元年度(第73期)司法修習
生考試(再試験)合格者名簿」登載
の者

7 令和元年度（第73期）司法修習生の罷免について

罷免（司法修習生に関する規則第
17条第1項第1号）

「令和元年度（第73期）司法修習
生考試（再試験）不合格者名簿」登
載の者